

新津労働基準協会  
令和4年度  
第三回理事会

令和 5年 2月 20日(月)



新津労働基準監督署説明資料

## 令和4年 新津労働基準監督署管内労働災害発生状況(速報値)

令和4年における当署管内の労働災害発生状況（休業4日以上  
の死傷災害）は表のとおりです（令和5年1月31日現在）。

	製造業	鉱業	建設業	運輸 交通業	農林 水産業	その他	合計
令和4年	41	1	20	20	3	247	332
令和3年	104	1	34	15(1)	2	75	231(1)
令和2年	37	0	24(1)	20	1	56	138(1)

※ 件数は確定前のため変動することがあります

※ ( )は死亡災害で内数です

### 【令和4年の災害傾向】

- 1 災害件数計は332件、対前年比+101件と大幅に増加していますが、332件のうち177件(53.3%)が新型コロナウイルス感染症によるものです。前年(令和3年)は231件のうち69件が同感染症によるものでした(29.8%)。

(参考) 災害件数計に占める新型コロナウイルス感染症の割合等

	災害計	感染症計	感染症計/災害計	災害計 - 感染症計
令和4年	332	177	53.3%	155
令和3年	231	69	29.8%	162

- 2 177件の新型コロナウイルス感染症のうち、174件が医療機関及び社会福祉施設で発生しています。
- 3 災害件数計332件から新型コロナウイルス感染症数177件を除いた155件のうち、45件が「転倒災害」です (29.0%)。
- 4 同様に、155件のうち、40件が「墜落・転落災害」です (25.8%)。業種を問わず、はしご、脚立からの墜落・転落災害が目立っています。
- 5 令和4年は、全業種を通じて、「**死亡災害ゼロ**」を達成しました。  
死亡災害ゼロは、4年ぶりの快挙です！！
- 6 休業4日以上の「熱中症」が2件発生しています（令和3年は4件）。
- 7 雪にかかわる災害が16件発生しています（令和3年は23件）。

# STOP! 転倒災害

## プロジェクト

滑り

つまずき



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドにひっかかって転んだ!!

踏み外し



階段を踏み外した!!

- 転倒災害には「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つの典型的なパターンがあります。
- 転倒災害を防止するためには、以下の取組みが重要です。
  - 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むこと
  - 転倒しにくい方法で作業すること
  - 作業に適した靴を選び、定期的に点検すること
  - 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること
  - 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起すること

▶ 以下のチェックリストを参考に職場の再点検をお願いします

チェック項目		☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

# 令和5年度 労働関係法令の主な改正について

- 中小企業の月60時間超の時間外労働にかかる割増賃金率の引き上げ  
(25% → 50%) (令和5年4月1日～)

(令和5年3月31日まで)

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日以降)

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



この割増賃金の引き上げに対し、事業場が労使協定を締結すれば、時間外労働が月60時間を超えた場合に、割増賃金率が25%以上から50%以上に引き上げられた部分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます（ただし、当該代替休暇は1日又は半日単位で、時間外労働が月60時間を超えた当該1か月の末尾の翌日から2か月以内以内を与える必要があります）。

- 資金移動業者の口座への賃金の支払い（賃金のデジタル支払い※）  
(令和5年4月1日～)

賃金は「通貨払」が原則ですが、労働者が同意した場合には、例外として「銀行口座」と「証券総合口座」への振り込みが認められています。しかしながら、昨今のキャッシュレス決済の普及等を踏まえ、「使用者が、労働者の同意を得た場合に、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払」ができることになりました。資金移動業者は、令和5年4月1日以降、資金移動業者からの申請に基づき、厚生労働省で審査の上で指定されます。

賃金のデジタル支払いを開始する際は、対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定をあらかじめ締結する必要があります。

※ 「賃金のデジタル支払い」とは、給与を現金や銀行口座への振り込みで支払う従来の方法ではなく、「○○Pay」などのスマートフォンの決済アプリや電子マネーとして支払えるようにする制度です。

- 育児休業等の取得状況について年1回の公表を義務付け  
(令和5年4月1日～)

※ 労働者数1,000人超の企業が対象となります。

- 職長等の安全衛生教育の対象業種の拡大 (令和5年4月1日～)

職長教育の対象業種に以下の2業種が追加されます。

- ① 食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
- ② 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

- 工事開始前の石綿の有無の調査を行う者の資格要件の新設  
(令和5年10月1日～)

建築物の事前調査は「一般建築物石綿含有建材調査者」等の資格を有する者に実施させなければなりません。

○ 危険有害作業に関する保護措置の対象者の範囲の拡大（令和5年4月1日～）

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、保護すべき対象は、事業者には雇用されている「労働者」と位置付けて運用してきました。しかし、建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である労働安全衛生法第22条は、労働者だけではなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断が下されました。同判決を踏まえ、労働安全衛生法第22条に基づく省令の関連規定（石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等）について、以下①②の方針で改正することになりました。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければなりません。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施すること。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など契約関係を問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施すること。

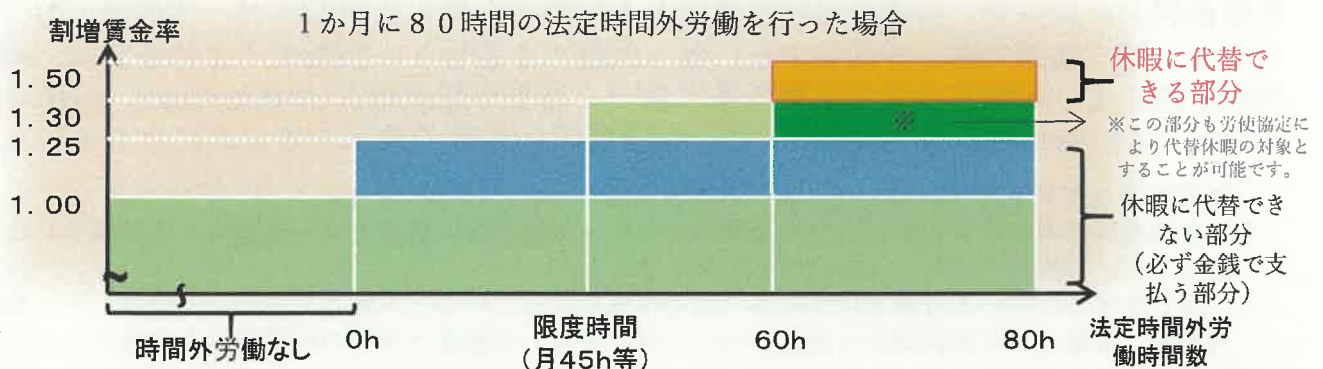
○ 新たな化学物質管理方法について（令和5年4月1日～、令和6年4月1日～）

化学物質の管理方式を特定の化学物質に対する個別具体的な法規制から「危険性・有害性が確認された全ての物質に対して国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式」に大きく転換することとなりました。

	規制項目	R4.5.31	R5.4.1	R6.4.1
化学物質管理体制の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			○
	ばく露を最小限度にすること （ばく露を濃度基準値以下にすること）		○	○
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）		○	○
	衛生委員会付議事項の追加		○	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		○	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		○	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			○
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			○
	がん原性物質の作業記録の保存		○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			○
	雇入れ時等教育の拡充			○
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		○	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	○		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		○	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			○
	事業場内別容器保管時の措置の強化		○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		○	
	管理水準良好事業場の特別規制等適用除外		○	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		○	
	第三管理区分事業場の措置強化			○

## 引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます

1 か月 60 時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。



代替休暇制度の導入にあたっては過半数組合、過半数組合がない場合は過半数代表者との間で**労使協定**を結ぶ必要があります。

### 労使協定で定める事項

- ① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ② 代替休暇の単位
- ③ 代替休暇を与えることができる期間
- ④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日の4つがあります。具体的な内容は以下のとおりです。

※この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。  
個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

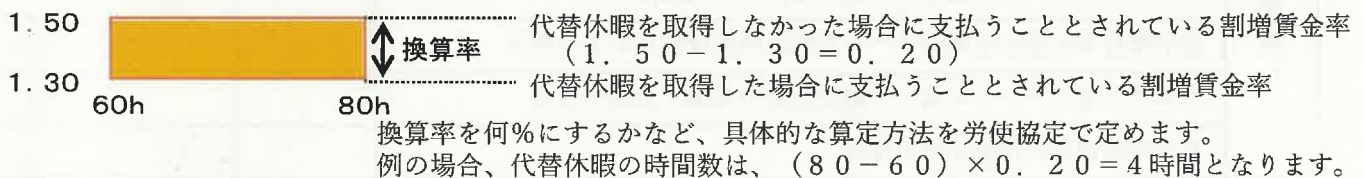
### ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法

(例) 次のような算定方法になります。

$$\text{代替休暇の時間数} = \left[ \text{1か月の法定時間外労働時間数} - 60 \right] \times \text{換算率}$$

代替休暇の時間数は、1 か月 60 時間超の法定時間外労働時間に対する引上げ分の割増賃金額に対応する時間数となります。

$$\text{換算率} = \frac{\text{代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率} - \text{代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率}}{\text{換算率}}$$



### ②代替休暇の単位

まとまった単位で与えることによって労働者の休息の機会を確保する観点から**1日、半日、1日または半日**のいずれかによって与えることとされています。

※ 半日については、原則は労働者の1日の所定労働時間の半分のことですが、厳密に所定労働時間の2分の1とせず、例えば午前の3時間半、午後の4時間半をそれぞれ半日とすることも可能です。その場合は、労使協定でその旨を定めておきましょう。

#### 端数の時間がある場合

労使協定で、端数として出てきた時間数に、他の有給休暇を合わせて取得することを認めていた場合は、代替休暇と他の有給休暇を合わせて半日または1日の単位として与えることができます。他の有給休暇には、事業場で任意に創設する有給休暇のほか、既存の休暇制度や時間単位の年次有給休暇（※）が考えられます。（※ この場合は、労働者の請求が前提です。）

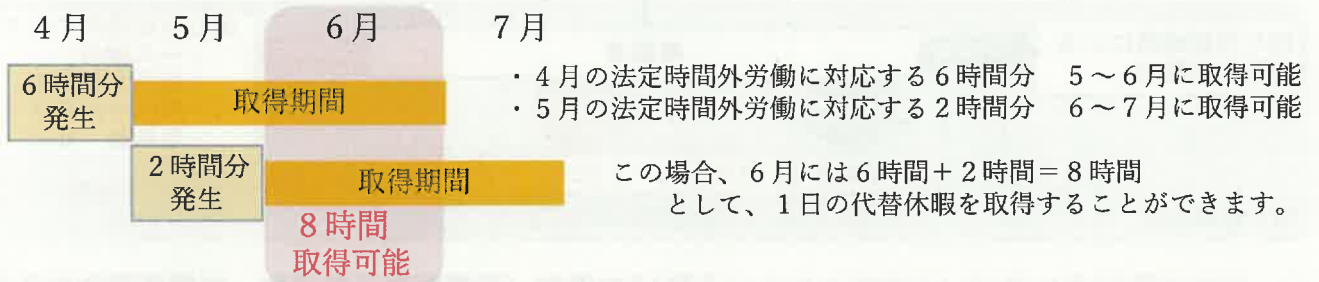
### ③代替休暇を与えることができる期間

代替休暇は、特に長い時間外労働を行った労働者の休息の機会の確保が目的ですので、一定の近接した期間内に与えられる必要があります。

法定時間外労働が1か月60時間を超えた月の末日の翌日から **2か月間以内**の期間で与えることを定めてください。

- ※ 期間内に取得されなかったとしても、使用者の割増賃金支払義務はなくなりません。当然のことながら、代替休暇として与える予定であった割増賃金分を含めたすべての割増賃金額を支払う必要があります。
- ※ 期間が1か月を超える場合、1か月目の代替休暇と2か月目の代替休暇を合算して取得することも可能です。

(例) 4月に6時間分、5月に2時間分の代替休暇に相当する法定時間外労働を行った場合  
※1日の所定労働時間が8時間、代替休暇の取得期間を法定時間外労働を行った月の末日の翌日から2か月としている場合



### ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

賃金の支払額を早期に確定させ、トラブルを防止する観点から、労使で定めておくべきものです。

#### 取得日の決定方法（意向確認の手続）

例えば、月末から5日以内に使用者が労働者に代替休暇を取得するか否かを確認し、取得の意向がある場合は取得日を決定する、というように、取得日の決定方法について協定しておきましょう。

ただし、取得するかどうかは法律上、労働者に委ねられています。これを強制してはならないことはもちろん、代替休暇の取得日も労働者の意向を踏まえたものとしなければなりません。

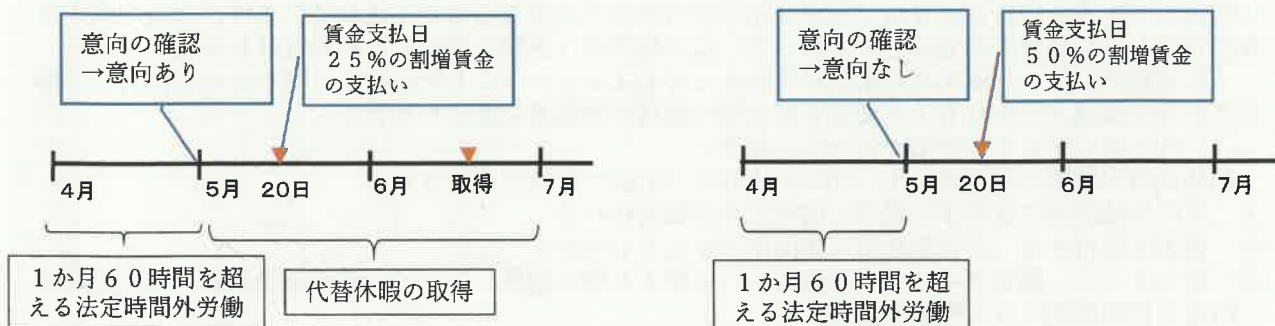
#### 割増賃金支払日

代替休暇を取得した場合には、その分の支払が不要となることから、いつ支払っておけばよいのが問題になります。労使協定ではどのように支払うかについても協定しておきましょう。

例：賃金締切日が月末 支払日が翌月20日 代替休暇は2か月以内に取得  
代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率50%、代替休暇を取得した場合の割増賃金率25%の事業場

(A) 労働者に代替休暇取得の意向がある場合

(B) 労働者に代替休暇取得の意向がない場合、労働者の意向が確認できない場合等



# 危険有害作業に関する保護措置の対象者の範囲の拡大

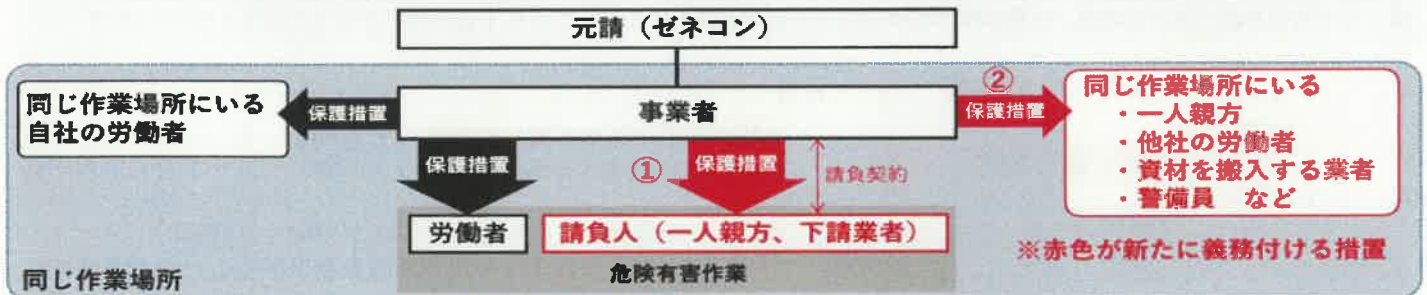
## 省令改正の基本方針

- 「安衛法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨」とした最高裁の判決を踏まえ、同条に基づく省令の規定について、以下の方針で改正する。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同様（※）の保護措置を実施すること。**
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同様（※）の保護措置を実施すること。**

（※）事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。



- 安衛法第22条に基づいて規定されている**計11の省令（石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など）**を改正する。

## 具体的な改正方針（続き）

### ① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
有害物の発散防止の装置等の稼働	作業中に稼働させる義務	請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等配慮する義務
マスク等の保護具の使用	保護具を使用させる義務	保護具の使用が必要である旨を周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
作業終了時の身体の汚染除去等	汚染を除去させる義務	汚染除去が必要である旨を周知する義務

請負人に指揮命令はできないため周知義務

### ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容)
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙・飲食禁止	喫煙・飲食を禁止する義務	喫煙・飲食を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	掲示して知らせる義務
事故発生時の退避	退避させる義務	退避させる義務

（注）○ 労働安全衛生法第29条第2項において、元事業者は、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は「必要な指示」を行わなければなりません。

- 「配慮義務」は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではなく、何らかの手段で、労働者と同様の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者課されます。

- 「周知」はいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備え付ける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所に、この記録の内容を常時確認できる機器を設置する。
- ④ 口頭で伝える。



令和4年 労働災害発生状況（令和5年1月末現在）

新津労働基準監督署

業種別	年別					対前年同期比較			
	29	30	31	2	3	4年1月末	5年1月末	増減数	増減率(%)
製造業	51	51	29	40	107	104	41	-63	-60.6%
食料品	19	22	11	21	74	74	15	-59	-79.7%
繊維工業	7	6	3	3	4	4	1	-3	-75.0%
衣服・繊維製品									
木材・木製品	1	1		2			1	+1	
家具・装備品				1					
パルプ・紙・紙加工品	1	2	2						
印刷・製本業			1	2					
化学工業	3		2	1	4	4	4		
窯業・土石製品	2	2	1	2	2	2	2		
鉄鋼業	1	2			2		3	+3	
非鉄金属									
金属製品	8	7	5	6	12	12	6	-6	-50.0%
一般機械器具	2	2	1		3	2	5	+3	+150.0%
電気機械器具	1	3	1		2	2	1	-1	-50.0%
輸送用機械等	2	1	1	2	3	3	3		
電気・ガス・水道									
その他の製造	4	3	1		1	1		-1	-100.0%
鉱業		2	1		1	1	1		
土石採取業		2	1		1	1	1		
建設業	21	26	(1) 29	(1) 25	38	34	20	-14	-41.2%
土木工事業	7	6	(1) 9	9	15	14	7	-7	-50.0%
建築工事業	13	16	13	15	15	12	10	-2	-16.7%
木建工事業	6	12	7	7	7	6	4	-2	-33.3%
その他の建設業	1	4	7	(1) 1	8	8	3	-5	-62.5%
運輸交通業	15	24	12	20	(1) 16	(1) 15	20	+5	+33.3%
道路貨物運送業	12	24	11	18	(1) 15	(1) 14	18	+4	+28.6%
貨物取扱業									
農林業	4	4	2	2	2	2	3	+1	+50.0%
林業		1	2		1	1	1		
畜産・水産業									
その他の事業	68	69	58	56	76	75	247	+172	+229.3%
卸・小売業	21	20	18	16	25	25	26	+1	+4.0%
通信業	1	3	4	6	3	3	1	-2	-66.7%
医療保健業	2	10	5	6	9	9	66	+57	+633.3%
社会福祉施設	23	17	10	14	20	19	123	+104	+547.4%
旅館業	1	2		1	1	1		-1	-100.0%
飲食店	2	3	3	5	5	5	4	-1	-20.0%
清掃・と畜業	2	3	9	3	3	3	11	+8	+266.7%
ビルメンテナンス業		1			2	2	1	-1	-50.0%
上記以外の事業	16	11	9	5	10	10	16	+6	+60.0%
合計	159	176	(1) 131	(1) 143	(1) 240	(1) 231	332	+101	+43.7%

※休業4日以上の労働者死傷病報告及び死亡災害報告を基に集計、( )内の数字は死亡災害の件数を表す。